# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進



◎ 国土交通省

- 2021年度までに要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するため 取組を加速させる必要
- 大規模氾濫減災協議会において、各市町村の2021年度までの進捗目標、進捗の現状 及び促進施策を共有



2021年度までに対象の要配慮者利用 施設における避難確保計画の作成・避 難訓練を実施 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

進捗状況及び促進施策の報告様式 ×



「大規模氾濫減災協議会」の運用について(平成29年6月19日)【抜粋】

- 7. 協議会での取組事項
- (1)①-1カ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・訓練に対する支援
  - ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認す るとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及 び地下街等の避難確保浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- の支援策について検討調整する。また、施設職員だけで対応することが難しい場合の 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、<u>それぞれの取組を促すため</u> 地域の支援体制について検討・調整する。

30 教参学第 12 号 国水環第 190 号 国水地第 20 号 平成 31 年3月7日

各都道府県・各指定都市教育委員会防災教育主管課長 各都道府県私立学校主管 各国公私立高等専門学校事務局 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体の学校設置会社担当課長 各国公私立高等専門学校担当課長 各都道府県専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課長 附属学校及び専修学校を置く各国公立 大 法 人 担 当 長 各都道府県認定こども園主管課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長部

(印影印刷)

国土交通省水管理·国土保全局河川環境課長

国土交通省水管理·国土保全局砂防部砂防計画課長品管理。



水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に 基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について(通知)

平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)の改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施を義務付けられております。また、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた

水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)(平成30年12月中央防災会議防災対策実行会議平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ)」において、小学校・中学校等における防災教育や避難訓練の重要性が改めて指摘されたところです。

### (参考)

○平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

市町村地域防災計画において要配慮者利用施設として定められている小学校・中学校等の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町村へ提出する義務があります(水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項)。未提出の学校がある場合は、自治体及び所管の教育委員会等で役割を確認し、適切に連携するとともに、早急に避難確保計画を作成し市町村への提出を求めてください(同一の学校が水防法に基づく要配慮者利用施設及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の両方に該当する場合もあります)。

なお、既に危険等発生時対処要領(学校保健安全法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領。以下「危機管理マニュアル」という。)を作成している学校においては、危機管理マニュアルに水防法施行規則第16条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に掲げる事項を追記することで、避難確保計画とすることができます。具体的な記載については以下に示す避難確保計画作成の手引き等を参考にすることができます。

### (参考)

- ○避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮) http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/h inankakuho tebiki suibou201706.pdf
- ○要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き http://www.mlit.go.jp/common/001189252.pdf

また、水防法第 15 条の 3 第 5 項及び土砂災害防止法第 8 条の 2 第 5 項より、要配慮者利用施設に該当する学校の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき訓練を実施することが義務付けられておりますので、毎年、出水期(梅雨や台風の時期)を迎える前までを目途に水害・土砂災害を想定した訓練を実施するよう所管又は所轄の学校へ指導をお願いします。その際、子供のころから地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等について知ることが重要であることから、避難訓練と併せて防災教育を実施するよう指導をお願いします。

2019年出水期までに避難確保計画の作成、避難訓練及び防災教育の実施が困難な学校については、2019年度中に、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められる事項を満たすよう危機管理マニュアルを適切に改訂するとともに、2020年度の年間計画において、同年の出水期前までに水害・土砂災害を想定した避難訓練や防災教育を実施するよう計画を立てるなど、適切な対応がとられるよう指導をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、 附属学校を置く国公立大学法人担当課においては管下の附属学校に対し、構造改革特別 区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、 所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、都道府県専修学校主管課及 び都道府県教育委員会専修学校主管課においては、所管又は所轄の要配慮者利用施設に 該当する専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認 定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して対し、厚生労働省の専修学校主管課 においては、所管の専修学校に対しても周知していただくようお願いします。

なお、本件に関連して、関係省庁より地方整備局、気象台、地方公共団体の防災部局に対し、別添のとおり通知していることを申し添えます。

### 【問い合わせ先】

○学校関係

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

室長補佐 打田 防災教育係長 中鉢

TEL:03-5253-4111 (内線 2670) FAX:03-6734-3719

○水害関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤(内線 35439) 津波水防係長 西(内線 35457)

TEL:03-5253-8111(代表) FAX:03-5253-1603

○土砂災害関係

国土交通省水管理·国土保全局砂防部砂防計画課地震·火山砂防室 企画専門官 松下(内線 36152)

地震対策係長 辻 (内線 36154)

TEL:03-5253-8111(代表) FAX:03-5253-1610

## (参考) 関係条文

### ○水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) (抄)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

 $-\sim$  三 (略)

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。 第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び 所在地

イ (略)

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ (略)

五 (略)

 $2 \sim 3$  (略)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

 $2 \sim 4$  (略)

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を 行わなければならない。

 $6 \sim 7$  (略)

### ○水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)(抄)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

- 第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号口に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
  - 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
  - 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
  - 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
  - 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
    - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による 被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事 項
    - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
    - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難 の確保を図るために必要な措置に関する事項

# ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)(抄)

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の 市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項にお いて同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画 (同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒区域ごと に、次に掲げる事項について定めるものとする。

一~三 (略)

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五・六 (略)

2 · 3 (略)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配 慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が 発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

### $2 \sim 4$ (略)

- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十 三年国土交通省令第七十一号)(抄)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

- 第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮 者利用施設(法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)を利用して いる者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画において は、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制 に関する事項
  - 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者 の避難の誘導に関する事項
  - 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
  - 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮 者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事 項

府政防第284号 消防災第47号 平成31年3月7日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調查·企画担当)

消防庁国民保護・防災部防災課長

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災 教育の支援について(通知)

平素より防災行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討することを目的に、中央防災会議の下に平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループを設置し、平成30年12月に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について(報告)」(以下、「報告書」という。)をとりまとめました。

報告書では、今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進が示され、その中の実施すべき主な取組の一つとして、学校における防災教育と避難訓練の連携の重要性が指摘されたところです。

平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、同法に基づき市町村の地域防災計画に位置づけられた学校については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられたところであり、学校における警戒避難体制の構築が進められています。

また、平成31年度からは市町村の防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を拡充することも予定しており、学校における防災訓練に積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

つきましては、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防 災教育を効果的に実施するため、県・市町村の防災担当部局において、

- ・ハザードマップの見方、避難場所や避難経路の選び方、避難勧告等の防災情報の 意味の教示
- ・ 避難訓練の計画等の助言
- ・災害・避難カードの作成支援
- ・市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられた学校についての学校 所管部局への情報提供

等について積極的に支援していただきますようお願いします。なお、防災教育の支援にあたっては、「地域における防災教育の実践に関する手引き」(平成27年3月)等も参考に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本件に関しては、関係各府省庁より地方公共団体の学校所管部局等に対して別添のとおり通知されておりますので、小学校・中学校等より避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育について助力を求められた場合は、柔軟に対応するようお願いいたします。

貴殿におかれましては、本通知内容を貴都道府県内の市町村に周知していただきますようお願いいたします。

### (参考)

- ○平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\_dosyaworking/pdf/honbun.pdf
- ○災害・避難カード事例集 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai\_jireisyu.html
- ○地域における防災教育の実践に関する手引き

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html

### 【本件担当】

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調查·企画担当)付

参事官補佐 磯部 良太 主 査 宮下 妙香 TEL:03-3501-5693 (直通)

消防庁 国民保護·防災部 防災課

災害対策官 外囿 暖 防災企画係長 和田 紘一 TEL:03-5253-7525(直通)